

## COP6 と環境税

### 1 COP6 の合意

平成13年7月にドイツのボンにおいて気候変動枠組条約第6回加盟国会議(COP6)が開催され、日本政府の主張していた温室効果ガスの森林吸収の算入量(1990年の総排出量の3.8%)が認められ、削減目標を達成できなかった場合の反則金規定も日本政府の主張どおり削除された。

日本政府は、2000年8月8日に、国連気候変動枠組条約事務局に対して、二酸化炭素の森林吸収は、2010年頃まで1,252万トンであり、1990年の温室効果ガス排出量の3.7%に相当することを報告した。この報告に対しては、この見通しは甘い数字であるとする批判が出されていた。したがって、京都議定書から米国が離脱を表明するという事態がなければ、このわが国の主張は、認められなかった可能性が高いものである。

わが国は、京都議定書を作成したCOP3の議長国として、京都議定書に記された温室効果ガスの2008年から2012年の約束期間における対1990年比6%削減目標を実施することを国内外に明らかにしている。このCOP6の合意を受けて、日本政府は、今後の米国等の動向という不確定要素があるとはいえ、この国際公約を実現する義務を果たすものと思われるが、その公約実施までに時間がないという点では、地球温

暖化に関する個々の意見が異なる論者の間においても、この事実は認めざるを得ないであろう。

### 2 地球温暖化防止京都会議後の日本政府の動向

日本政府は、1997年12月の京都会議後、1997年12月19日に閣議決定で首相を本部長とした「地球温暖化対策推進本部」を設置し、1998年6月19日に地球温暖化対策推進本部により「地球温暖化対策推進大綱」を決定している。そして、1998年10月9日に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布し、1999年4月9日には、「地球温暖化対策に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を閣議決定している。

この基本方針の下で、地球温暖化対策の策定・実施に当たって指針となる事項において、インセンティブ付与型の施策の重視として、クリーンエネルギー自動車、低公害車、低燃費車、太陽光発電等対策等を導入することを推進するために、種々の経済的措置を活用した施策が採られることが定められている。

### 3 米国の政策

米国は、1993年のBTU税(エネルギー税)導入の失敗等があったことから、環境税等の増税による温室効果ガス削減の政策を採用せず、インセンティブ付与型の施策、いわゆるアメの政策を選択して、1999年度以降、建築物、自動

# Topics of International Taxation

車、太陽熱利用等に対して、温室効果ガス削減に寄与する所定のものに対して税額控除を行っている。

1999年度以降5年間における財政負担の合計は63億ドルで、税額控除等の減税となる額は36億ドルであり、新規のクリーンエネルギー等の開発のための試験研究費が、約19億ドルである。残額は、その他の官庁における施策の財政支出である。この米国の政策は、米国の政府財政が1998年度以降黒字に好転したこと等の状況が背景にある。

ブッシュ政権は、クリントン政権が過去にエネルギー税増税（1993年のBTU税導入）に失敗していることによるエネルギー課税への米国民の強烈なアレルギー現象、京都議定書の規制から中国、インド等の主要な発展途上国が除外されていることによる米国上院の京都議定書に対する強い反対、景気の悪化する中において産業界の国際競争力低下の懸念等を勘案して、京都議定書からの離脱を表明している。これは、以上に掲げた種々の理由を総合的に検討した政治的判断であろう。

## 4 日本の政策

わが国のこれまでの環境対策である「地球温暖化対策推進大綱」及び基本方針等は、実際の効果に問題があろう。COP6において森林吸収が認められたからといって、わが国が京都議定書の目標値を容易に達成できる現状にはないことは明らかであろう。

わが国がCOP6の合意を受けて、今後、京都議定書発効を前提とした環境政策を実施する

のであれば、産業界の反対等にかかわらず、環境税等あらゆる温室効果ガス削減の手段を実施しない限り、目標値である6%から森林吸収分を除いた2.2%分の削減が難しいといえよう。

現在政治問題化しつつある道路特定財源の用途についても、理論的シミュレーションでは、揮発油税等に代わって環境税を課し、これを有効に支出することにより温室効果ガス削減に効果があるという報告が行われている。したがって、環境税は、エネルギーに対する増税ではなく、現行の税制を改正することにより可能であるとする意見もある。このような意見の集約・分析がまだ十分に行われていない現状では、京都議定書により期限を決められた削減目標の達成が益々難しくなる。

環境税の論議は、わが国のエネルギー関連税制の再検討、目的税とするのか一般財源とするのか等の政治的判断が介入する事項であり、今後の推移は予測できないが、冒頭に述べたとおり、時間がないことから、採用できる施策から迅速に実施することが肝要であろう。また、環境税の議論は、従来の課税対象である労働又は資本への課税から、環境を悪化させるものに税を課すことにシフトさせて環境悪化を抑制するグリーン税制への転換を意味することから、個別の税目の議論ではなく、税制全体のあり方の問題といえよう。

日本大学教授

矢内 一好